無届伐採は違法です！

森林の立木を伐採する前に市へ届け出てください

森林の立木を伐採する場合には、森林法（第10条の8第1項）の規定により、あらかじめ市に伐採届を提出していただく必要があります。

森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止などの公益的機能を有しているため、無秩序な伐採は、森林が持つこれらの機能を失わせ、災害の発生につながるなど、私たちの生活に多大な影響を及ぼしかねません。このため、森林の立木の伐採及び伐採後の造林が適切に行われるよう届け出をすることとなっています。

◎届け出の対象となる森林

県が定める地域森林計画の対象となっている民有林

※市役所で確認できますので、農林水産部林務課または各振興事務所林務担当へ問い合わせください。

◎届け出が必要な人

●森林所有者が自ら伐採する場合（他者に作業を請け負わせて伐採する場合も含む）は、森林所有者が届け出を行います。

●伐採事業者等が立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と伐採事業者等が連名で届け出を行います。

●伐採する人と伐採後の造林を行う人が異なる場合は、連名で届け出を行います。

《届出様式》「伐採及び伐採後の造林の届出書」（森林法第10条の8第1項関係）

《添付書類》

●土地所有者が確認できる書類（登記事項証明書等）

●届出のあった森林を伐採する権原を有することが確認できる書類（立木の売買契約書等）

●伐採区域が確認できる図面（伐採区域や隣接する土地との境界等を明示した字絵図や森林計画図等）

●その他市長が必要と認める書類

《提出期間》伐採を開始する日の90日前から30日前までの期間

《提出先》農林水産部林務課または各振興事務所林務担当

◎届け出が不要な場合

保安林及び保安施設地区、森林経営計画対象森林の区域内の森林を伐採する場合等。

※別途、許可申請若しくは関係法令に基づく届け出が必要です。

◎皆伐を行う場合

「郡上市皆伐施業ガイドライン」を守ってください。（市では、豊かな森林環境を守りながら、木材を持続的に利用していくために、皆伐に適さない箇所や皆伐する際に気を付けていただきたいことなどをまとめた「郡上市皆伐施業ガイドライン」を定めています。）

●1ha以上の皆伐を行う場合は、別途「郡上市皆伐施業ガイドライン」に基づく「皆伐作業計画書」及び「チェックリスト」の提出が必要です。

森林所有者と伐採事業者のみなさんは、このガイドラインに沿った皆伐の計画、施業を行うようお願いします。詳細については、農林水産部林務課（☎67・2121）へ問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

森林の開発を行う場合は次の事項にも留意ください

◎1ha以下の開発を行う場合

「伐採及び伐採後の造林の届出書」を市に提出してください。また、関係する法令等を遵守するとともに、土砂流出防止や排水処理等の対策を実施するようにしてください。

◉開発を行う場合の留意点

●災害の防止

周辺地域において土砂流出や崩壊等の災害のおそれはないか

●水害の防止

下流地域において水害を発生させるおそれはないか

●水資源の確保

水の確保に著しい支障を及ぼすおそれはないか

●環境の保全

周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれはないか

◉森林（土地）の管理責任について

土地所有者には、土地の管理責任があります。所有地を第三者への賃貸借などにより開発用地として提供する際には、後のトラブルが生じないよう、被害が発生した場合の責任を明確にするために必要な事項を契約書で定めておくことが大切です。

●開発を行う場合は、事前に開発地周辺の地元自治会などに工事の説明を行い、理解を得るよう努めてください。

◎1haを超える開発を行う場合

県の林地開発許可が必要です。詳しくは、岐阜県郡上農林事務所森林保全課（☎67・1111）へ問い合わせください。

なお、太陽光パネルの設置及び、それに関連した森林を伐採する場合は、面積に関わらず、事前にご相談ください。

◎伐採後の造林が完了したときは市への報告が必要です。

《報告様式》「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」（森林法第10条の8第2項関係）

《提出期間》造林が終わった日から30日以内

※1ha以下の開発を行う場合は、その開発にかかる伐採が終わった日から30日以内に報告書を提出してください。

※間伐の場合は、報告書の提出は不要です。

《提出先》農林水産部林務課または各振興事務所林務担当

詳しくは、農林水産部林務課まで問い合わせいただくか、市ホームページ【検索で「森林の立木」と入力→「森林の立木を伐採するときには届け出が必要です」】をご覧ください。

問 農林水産部林務課 ☎67・2121